

# 実績評価書(案)

資料3-1

(厚生労働省26(区-1-4))

施策目標名	企業年金等の適正な運営を図ること(政策目標区-1-4)							
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・企業年金制度等の適正な運営を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p><b>【企業年金等の未請求者対策】</b>                  企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度である。事業主や従業員の自主的な努力に基づき、老後の所得確保を図る企業年金等については、給付が確実に適切に行われることが非常に重要である。しかしながら、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の支給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方(未請求者)が多数存在している状況である。各企業年金等において未請求者の解消に向けた様々な取り組みを行っているところであるが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っていく必要がある。</p> <p><b>【国民年金基金における給付費負担】</b>                  国民年金基金は、国民年金の付加年金相当分をその給付の中に含んでいるため、付加年金と同様に給付の一部(4分の1)を国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第34条第4項に基づき国が負担している。</p> <p><b>【根拠法令等】</b>                  ○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第1条                  ○確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第1条                  ○確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第1条                  ○国民年金法(昭和34年法律第141号)第1条、第115条                  ○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第106条                  ○国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第34条第4項                  ○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)附則第141条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法附則第140条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)第5条第9項、第8条第9項</p>							
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,407,515	1,596,258	1,821,242	2,102,430	2,384,386	—
		補正予算(b)	—	—	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	1,407,515	1,596,258	1,821,242	2,102,430	2,384,386	—
	執行額(千円、d)	1,364,025	1,563,294	1,773,141	2,037,331	—	—	
執行率(%、d/(a+b+c))	96.9%	97.9%	97.4%	96.9%	—	—		
関連税制								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	—	—		—				

測定指標	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
	指標1 受給権者に占める未請求者の割合(企業年金連合会における新規裁定から5年以内の受給権者に占める未請求者の割合)	企業年金等に参加した方々について、より確実に年金給付が行われるよう未請求者(※)の解消に向けた様々な取り組みを進めることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図るため指標として選定し、その割合を前年度以下とすることを目標値とした。※未請求者とは、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方のこと。 ・厚生年金基金、国民年金基金の未請求者の状況について URL <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/miseikyuu.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/miseikyuu.html</a>									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度	—	—	
	—	15.3%(13%)	13.7%(11%)	12.5%(10%)	10.8%(7%)	集計中	前年度以下	○	(○)		
	年度ごとの目標値	—	15.3%(13%)	13.7%(11%)	12.5%(10%)	10.8%(7%)	—	—	—		
	【参考】指標2 企業年金連合会における未請求者数(企業年金連合会における新規裁定から5年以内の未請求者数)	実績値									
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	集計中	—	—		
	142万人(91万人)	137万人(85万人)	133万人(79万人)	118万人(61万人)	—	—	—	—			
	【参考】指標3 国民年金基金連合会における未請求者数	実績値									
22年度		23年度	24年度	25年度	26年度	集計中	—	—			
1,863人	2,595人	3,194人	3,725人	—	—	—	—				
【参考】指標4 国民年金基金における未請求者数	実績値										
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	集計中	—	—			
4,308人	5,920人	7,173人	6,952人	—	—	—	—				

※22年度及び23年度は第2期基本計画期間、24年度から26年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由) 指標1(受給権者に占める未請求者の割合)の実績値が平成22年度から平成25年度まで順調に減少し目標を達成しており、さらに、減少率も大きく下がることなく推移している状況において、26年度においても目標値を達成する見込みであることから、目標を達成していると判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 新たに年金受給年齢に到達する方への年金請求の案内の送付や年金の請求が遅れている方への再案内の実施など、受給権を有することの周知を行うことで、より多くの未請求者への周知に成功しており、本施策は有効であると評価できる。
		(効率性の評価) 日本年金機構から提供された住所情報や住民基本台帳ネットワークによる住所情報の活用により、未請求者の住所情報を新たに把握することで、未請求者に申請書を再送付することができ、こうしたネットワークを活用しない場合に比べて、未請求者に効率的に連絡できるよう取り組んでいる。このような住所情報を利用した未請求者の特定により、順調に未請求率が減少していることから、本施策は効率的であると評価できる。
(現状分析) 受給権者に占める未請求者の割合は順調に減少しており、これまでの取組が成果を上げていると考えられるため、本施策の推進により引き続き未請求者の減少に取り組むことが必要である。		
次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 未請求者の割合は順調に減少しており、未請求者の継続的な減少を今後とも図りつつ、未請求者対策に一定の成果が確認されたことから、より重点的に取り組むべき課題への施策内容の変更も視野に入れて検討を行う。  (予算要求について) 以下の口で困んだ方向で検討します。 増額/現状維持/シーリングによる減額/見直しによる減額  (税制改正要望について)  (機構・定員について)	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:<a href="http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi">http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</a></li> <li>・厚生年金基金等の未請求者の状況について URL:<a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/kouki12.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/kouki12.pdf</a></li> <li>・厚生年金基金制度 URL:<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kousei/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kousei/index.html</a></li> <li>・企業年金連合会 URL:<a href="http://www.pfa.or.jp/">http://www.pfa.or.jp/</a></li> <li>・国民年金基金等の未請求者の状況について URL:<a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/h25-kokki-miseikyuu.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/h25-kokki-miseikyuu.pdf</a></li> <li>・国民年金基金 URL:<a href="http://www.npfa.or.jp/">http://www.npfa.or.jp/</a></li> </ul>
----------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	企業年金国民年金基金課長 内山 博之	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-----	--------	--------------------	----------	---------